

# 平成 28 年度 四万十町農業委員会 第 10 回大正・十和農地部会 議事録

1. 期 日 平成 29 年 1 月 25 日 (水)
2. 場 所 四万十町十川 十和地域振興局 2 階第 1 会議室
3. 時 間 開 会 13 時 30 分  
閉 会 14 時 35 分

## 4. 出席・欠席

議席番号	出欠	氏 名	議席番号	出欠	氏 名
1	○	竹内 純	11	○	宗海 弘
2	○	那須 富男	12	○	秋田 公幸
3	○	平野 建夫	13	○	芝 陽一
4	○	吉良 榮	14	○	中原 英昭
5	○	田村 久美子	15	○	山崎 力
6	○	武内 榮	16	○	佐々木 汀
7	○	佐々木 通	17	○	山脇 文男
8	○	宮谷 和夫	18	○	上戸 利夫
9	○	芝 俊樹	19	○	林 幸一
10	○	武内 亮			

## 5. その他の出席者

事務局 西谷久美、林和利、山本英明

## 6. 提出議案

- 日程第 1 指定第 19 号 会期の決定
- 日程第 2 指定第 20 号 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 報告第 7 号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について
- 日程第 5 議案第 28 号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 その他

議 長 本日はお忙しい折、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。この間は雪が降りまして、大変厳しい気候条件でございます。体には十分気を付けてもらいたいと思います。本日もご審議、ご協力をお願いいたします。

それでは、只今より「平成 28 年度 四万十町農業委員会第 10 回大正・十和農地部会」を開会いたします。

ご起立をお願いします。

・・・礼・・・よろしくお願いします。

ご着席下さい。

四万十町農業委員会会議規則第 7 条第 1 項、並びに同委員会部会会議規則第 4 条の規定により、農地部会長が議長を務めることになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に部会の会議成立についてですが、本日の出席者は 19 名となっております。したがって、四万十町農業委員会会議規則第 9 条の規定により、在任する委員の過半数が出席しておりますので、本日の大正・十和農地部会は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配布しているとおりです。

続きまして、農業委員会憲章朗読を行います。

憲章は、添付資料の最後でございますのでご覧下さい。

本日の憲章朗読は、17 番 山脇文男委員をお願いいたします。

ご起立をお願いします。

山脇 委員 ご唱和をお願いします。

・・・憲章朗読・・・

議 長 ご着席ください。

日程第 1、指定第 19 号「会期の決定」についてですが、平成 28 年度四万十町農業委員会第 10 回大正・十和農地部会の会期は、議長において本日 25 日、一日と定めますがご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、平成 28 年度四万十町農業委員会第 10 回大正・十和農地部会の会期は本日 25 日、一日と決定いたしました。

次に日程第 2、指定第 20 号「議事録署名委員の指名」についてですが、四万十町農業委員会部会会議規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を 2

名指名いたします。

議長において、指名することにご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、18番 上戸利夫委員、19番 林幸一委員を指名いたします。  
よろしく申し上げます。

尚、会議書記は事務局職員にお願いいたします。

続いて日程第3、報告第7号「非農地証明願について」事務局より報告願います。

事務局

報告第7号「非農地証明願について」

四万十町非農地証明書発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告する。

報告第7号 番号1番について議案書をもとに報告いたします。議案書は4ページ、添付資料は2、3ページをご覧ください。

番号1番 申請地・四万十町昭和字柳ノ谷 382番1 登記地目・畑 面積・105㎡ 以下2筆、合計3筆の申請です。現況及びその根拠ですが、382番1、382番3は耕作放棄となって20年以上経過しており現在は原野化し、383番1は耕作放棄となって30年以上経過しており現在は山林化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年12月28日です。

番号2番です。添付資料は4～6ページをご覧ください。

番号2番 申請地・四万十町地吉字東裏 1293番8 登記地目・畑 面積・76㎡ 以下1筆、合計2筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は雑木が生え原野及び山林化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成29年1月10日です。

番号3番です。添付資料は7～8ページをご覧ください。

番号3番 申請地・四万十町大井川字上ミ落田 1700番1 登記地目・畑 面積37㎡ 1筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は原野化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成28年12月26日です。

番号4番です。議案書は5ページ、添付資料は9、10ページをご覧ください。

番号4番 申請地・四万十町浦越字ワサダノ堀 100番13 登記地目・畑 面積・62㎡ 1筆の申請です。現況及びその根拠ですが、以前は畑として利用していたが、休耕となって10年以上経過しており現在は宅地化し、今後耕作は難しく非農地としての証明を願うものです。調査年月日は平成29年1月11日です。以上報告を終わります。

議長

長

報告第7号について事務局の報告が終わりました。これは事務処理報告ですが何かございますか。

特になければ、報告第7号「非農地証明願について」は終わります。

日程第4 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第27号 番号1番について議案書をもとにご説明します。議案書は6ページになります。添付資料は11ページをご覧ください。

番号1番の申請地は、3筆になります。所在地・四万十町広瀬字シシダバ544番1 地目及び現況・田 面積・2,950㎡です。以下2筆あり、合計3筆で面積5,798㎡です。権利事由は売買による所有権移転です。譲受理由は相手方の要望です。譲渡理由は本人の希望です。譲受人の耕作面積は6,008㎡で下限面積は達成しております。

番号1番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第27号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員は、補足説明があればお願いします。

上戸委員 譲渡人、譲受人、双方にお会いし話を聞いてまいりました。また現地も確認してまいりました。まず始めに、土地の現況が農地であるかということですが、現況は田畑であることを確認しております。次に、すべての農地を効率的に利用し、耕作を行っているかありますが、譲受人はすべての農地をユズ、野菜、水稻と効率的に利用していることを確認いたしました。譲受人は、夏場は朝晩に水の見回り、また畦畔の草刈り等を入れますと、概150日以上 of 農作業に従事しています。下限面積は事務局の報告どおりでございます。周辺農地に支障を生じないかの確認ですが、川を挟んでの農地ですので営農上、悪影響を与えるようなことはないことを確認しております。譲渡人の御主人が他界してから御主人の弟が農作業をしていましたが、弟が病気になり手広く作業が出来ないということで、買ってこないかという事になりました。譲渡人、譲受人の親が姉弟でして、円満売買でするので問題はないかと思えます。以上です。

議長 議案第27号について質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第28号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第28号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」、別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、平成29年2月1日付で公告したい旨、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により四万十町長より提出がありましたので決定を求める。

議案第28号、番号1番から3番について議案書をもとに集積計画について順にご説明します。議案書の8ページの案件になります。添付資料は13ページ～21ページをご覧ください。

番号1番の利用権を設定する農地は2筆になります。

所在・四万十町大井川字鷺ノ巣315番2 現況地目・田 面積・508㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積1,499㎡です。契約期間ですが、平成29年2月1日より平成31年1月31日までの2年間となります。菓草でセンブリを作付の計画で賃貸借契約による新規設定となります。

番号2番です。番号2番の利用権を設定する農地は4筆になります。

所在・四万十町上宮字大駄場1001番 現況地目・田 面積・503㎡です。以下3筆あり、合計4筆で3,722㎡です。契約期間ですが平成29年2月1日より平成34年1月31日までの5年間となります。水稻及び牧草を作付の計画で賃貸借契約による新規設定となります。

番号3番です。番号3番の利用権を設定する農地は1筆になります。

所在・四万十町大井川字砂田1526番2 現況地目・田 面積・1,362㎡です。契約期間ですが平成29年2月1日より平成32年1月31日までの3年間となります。落花生を作付の計画で賃貸借契約による新規設定となります。

なお、提出されました各申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

議案第28号について事務局の説明が終わりました。  
担当委員は、補足説明があれば順次お願いします。

宮谷 委員

1番、3番を続けてご説明します。1番から申し上げます。双方にお会いし、聞き取りをしてまいりました。現在この農地の隣地を借りて耕作をしております、その関係で話が出来てこの設定という事になっているようです。

3番ですが、設定をする者については、ご主人が亡くなっているという事で耕作を続けていくのが難しいという事になり、双方の話がまとまったという事だそうです。以上です。

武内亮委員

番号2番です。双方に聞き取りをし、現地も確認してまいりました。貸付人は町外におり耕作できない状態です。借受人は牧草を作りたく土地を探していたところ、近くにこの土地があり借りる事になったそうです。以上です。

議長 議案第 28 号について質疑を許します。質疑はございませんか。

林 委員 番号 1 の案件です。先ほどの説明の中に隣地を耕作しているという話を聞きましたが、今回の案件はこれを見る限りでは飛び地で借りているという風に見受けられます。このエリアを見てみると周りは同じ人の土地でして、隣地というのはこれが繋がっているのか、全然別なのか、もし別々ならばもう少し引っ付いてお互いが使いやすいような方法があったのではないかなと思うのですが、その辺の事についてお聞きできればと思います。

宮谷 委員 位置図と集成図を見て頂きたいのですが、今回案件に出されている所の真ん中、316 番 1 と道の反対側の 331 番 2 この 2 筆を 28 年の 2 月に利用権設定がされています。それが 30 年まででして、その関係で飛び地ということになっています。以上です。

林 委員 分かりました。  
3 番の案件です。前回も同じ案件があったと思いますが、作物が落花生という事で、これだけの面積をしっかりと耕作して頂けるという事は確認をしていると聞きましたが、その作物について報告があればお聞かせ頂ければと思います。

宮谷 委員 作物については落花生を作るという事で聞いていますが、今言われました広範囲の面積を借りていて耕作するのに大丈夫かという点についてはお話し、確認を取っております。座って出来る草刈機も購入し、少しでも作業を速く楽にできるようにしているという事です。また大井川地区で借りているのは現在 7 反だそうです。以上です。

林 委員 全体で 1 町ぐらいを労働力 2 人で落花生という事で、一生懸命やっている事は分かるのですが、耕作放棄にならないように目を効かせてほしいなと思ったところです。

議長 何か他にありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 28 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第 28 号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

．．．．休憩．．．．

定刻となりましたので再開いたします。

日程第6 その他を議題といたします。

「平成28年度第11回（2月）大正・十和農地部会の日程について」  
予定では、2月23日（木曜日）です。時間は午後になると思います。場所は十和地域振興局第1会議室の予定です。よろしくお願ひします。

なお、日程を変更しなければならない場合は、できるだけ早めにお知らせいたしますのでご了承願ひします。

他に本日、協議、検討しておきたいこと、提案等はございませんか。

特にないようですので、日程第6「その他」は終了いたします。

これで、本大正・十和農地部会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立を願ひします。

以上を持ちまして「平成28年度 四万十町農業委員会第10回大正・十和農地部会」を閉会いたします。

ご審議、ご協力ありがとうございました。